

これを読んで20秒！！

No.654

社長のための勉強

令和6年12月13日

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

令和6年12月2日以降は健康保険証が発行されなくなります

令和6年12月2日から健康保険証の新規発行が終了し、健康保険証を利用登録したマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」という。）で医療機関等を受診していただく仕組みに移行します。

※現在お持ちの健康保険証については、令和7年12月1日まで使用することができます。ただし、令和7年12月1日より前に、退職等により健康保険の資格を喪失した場合は、その時までとなります。

なお、マイナンバーカードをお持ちでない等、マイナ保険証を利用することができない状況にある方については、協会けんぽが発行する「資格確認書」で医療機関等を受診することができます。

令和6年12月2日以降、新たな職場に転職される方は従来の保険証は交付されず、マイナンバーカードをお持ちの方はお持ちのマイナンバーカードに紐づけられ、お持ちでない方は「資格確認書」に紐づけられることとなります。



郵送ではなく e-mail での配信を希望される方ご連絡ください

HORIGUCHI
Accounting & Tax office